エッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカード（団体）会員規約

第１条（目的） この規約は、EMG マーケティング合同会社と東燃ゼネラル石油株式会社の二社（以下 EMG マーケティング合同会社と東燃ゼネラル石油株式会社とを個別に称するときには「当社」といい、EMG マーケティング合同会社と東燃ゼネラル石油株式会社とを総称するときは「グループ会社」といいます。）が共同して提供する「エッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカードプログラム」に関し、その内容、利用者、利用方法および遵守事項を定めるものとします。

第２条（エッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカード） 1. 本規約において「エッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカード」（以下「カード」といいます。）とは、グループ会社と株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）が協力して、グループ会社の方ならびにグループ会社の系列販売代理店および特約店の方に対して、全国のグループ会社の系列給油所でその給油所の系列を問わず商品およびサービスの信用販売を提供することを目的として発行されるカードをいいます。 2. 本規約において、カードの申し込み、カードの発行、カードによる信用販売等カードの円滑な業務のために運営されるプログラムを総称して、「エッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカードプログラム」（以下「プログラム」といいます。）といいます。

第３条（EMG マーケティング合同会社による代理と申込名宛人） 1. 本規約を承認のうえプログラムへの参加を希望する顧客は、「エッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカードプログラム入会申込書」を加盟店を通して当社に提出します。 2. 本規約を承認のうえプログラム入会しようとする顧客は、「エッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカードプログラム入会申込書」を受領した加盟店が東燃ゼネラル石油株式会社の特約店であったときは、あらかじめ EMG マーケティング合同会社が東燃ゼネラル石油株式会社から個別に以下の権限を授与され、東燃ゼネラル石油株式会社を代理して本規約の条項を履行することを承認します。 ①本規約に基づく東燃ゼネラル石油株式会社の権利行使または義務の履行（弁済の受領を含みます。）に関する一切の権限 ②本規約に関する東燃ゼネラル石油株式会社からの通知、または東燃ゼネラル石油株式会社に対する通知（いずれか一方に対する通知を含みます。）を東燃ゼネラル石油株式会社の代わりに発送し、または受領する権限 ③その他本規約の履行に必要な一切の行為に関する権限

第４条（会員） 1. 当社が特定した法人や団体に属し、かつプログラムへ入会しようとする方は、本規約を承認のうえ、当社および JCB に対し、プログラムへの入会を所定の入会申込書により申し込みます。当社および JCB は、入会の資格審査を行い、適格と判断した方を本会員といい、カードを発行します。申し込みを行った本会員は、当社および JCB が行う入会の資格審査の結果に異議を申し立べません。 2. 本規約を承認のうえ、当社および JCB にプログラムへの入会を所定の申込書により家族会員として申し込まれた本会員の家族で、当社および JCB が審査のうえ入会を承認した方を家族会員といいます。 3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第６条第１項で「家族カード」として定義されるものをいいます。以下同じです。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第９条に定めるカード利用の全部または一部をいいます。以下同じです。）を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第 19 条第６項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社および JCB に対して主張することはできません。 4. 本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カードによるカードの利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カードを利用して、本規約に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとします。 5. 家族会員が本規約に違反した場合には、当社および JCB に対し連帯して責任を負うものとします。 6. 会員とは、本会員と家族会員をいいます。 6. 当社、および JCB と会員との契約は、当社および JCB に会員の入会が承認されたときに成立します。

第５条（加盟店と取扱給油所） 1. 加盟店とは当社が承認した当社系列の販売代理店または特約店であって、当社がカードの取り扱いを許諾したものをいいます。 2. 取扱給油所とは前項の加盟店またはその管轄下にある特約店もしくは販売店の運営により、かつ当社系列の給油所をいいます。取扱給油所は、店頭にて、当該カードが利用できる旨の掲示を行うものとし、会員は、グループ会社の系列を問わず信用販売の便宜を受けられるものとします。

第６条（カードの貸与） 1. 当社は、当社および JCB が発行したカードを会員に貸与します（カードのうち家族会員に貸与されるカードを以下「家族カード」といいます。）。カードには、会員名・会員番号・カードの有効期限等（以下「カード情報」といいます。）が表示されます。 2. 会員は当社よりカードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。 3. カードはカード上に表示された会員本人以外は使用できません。会員は善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理しなければなりません。また、カードの所有権は当社にあります。会員は、他人に貸与、譲渡および担保の提供や預託等に利用したり、カードの占有を第三者に移転することは一切できません。

第７条（カードの有効期限） 1. カードの有効期限は当社が指定するものとし、カード上に表示した月の末日をでとします。 2. カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、かつ、当社および JCB が認める場合、有効期限の満了時に有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」といいます。）を発行します。

第８条（年会費） 1. 本会員は、毎年当社所定の期間内に当社所定のカード年会費を、カードの枚数に応じて JCB へ支払うものとします。 2. カード年会費には、当社または JCB が別途会員に紹介し提供する付帯サービスあって会員が入会時にまたは入会後に別途承諾した付帯サービスの年会費等の費用を含みます。 3. カード年会費は、当社または JCB が必要と認めたときはこれを改訂することができ、当社および JCB が改訂の内容を通知した後に会員がカードを利用したことによって、会員は年会費改訂を承認したものとみなします。

第９条（カードの利用） 1. 会員は、取扱給油所においてカードを提示し、所定の売上票に署名することにより、ハイオクガソリン、レギュラーガソリン、軽油および指定された油外商品の購入により加盟店に対して発生し負担する債務を、プログラムを通じて支払うことができます。ただし、次の商品については、会員はプログラムを通じて購入することはできません。 ①金・銀・白金などの地金類 ②切手・印紙などの専売品類 ③商品券・ギフトカード・共通給油券・高速回数券・プリペイドカードなどの換金性のある商品 ④その他の当社で指定した商品 2. 本会員カード使用１回あたりの信用販売限度額は当社と JCB が定める所定の金額とします。ただし、JCB が特別に認めた場合については、この限りではありません。 3. プログラムを通じて支払う場合の債務の返済は、通常のショッピング１回払いのみとします。 4. 当社、JCB および加盟店は、会員のカード利用が本規約に違反するか、違反するおそれがある場合等には、会員のカードの利用を拒絶することができるものとします。 5. 会員は、会員のカードの利用に際して、利用金額等の条件によって JCB の承認が必要となることがあることを承諾します。会員は、加盟店が JCB の承諾を得るために、カードの利用に関する照会を行うことをあらかじめ承認するものとします。JCB は会員のカード利用が適当でないと判断した場合には、カードの利用を拒絶することができます。

第１０条（カード利用可能枠） 1. JCB は、本会員につき、利用可能枠を審査のうえ決定します。 2. JCB は、会員のカード利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を減額することができるものとします。

第１１条（利用可能な金額） 1. 会員は各月 16 日から翌月 15 日までの間（以下「標準期間」といいます。）、前条の利用可能枠から当該標準期間の利用残高を差し引いた金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。 2. 前項の利用残高とは、会員のカード利用に基づき JCB に対して支払うべき金額の各標準期間における合計額（約定支払日が到来しているか否かを問いません。なお、事務上の都合により標準期間におけるカード利用が翌標準期間におけるカード利用として残高に計上されることがあります。）で、本会員が未だ当社、JCB に対して支払いを済ませていない金額をいい、本会員分と家族会員分を合算した金額をいいます。 3. 本会員は、利用可能枠を超えるカード利用についても当然に支払義務を負うものとします。

第１２条（加盟店から JCB への債権譲渡） 会員はカードを利用した場合に生じた加盟店の会員に対する債権を JCB へ譲渡することについてあらかじめ異議なく承認します。

第１３条（加盟店との紛議） カードの利用により、購入した商品またはサービスに関する紛議は、すべて会員と加盟店の間で解決を図るものとします。

第１４条（会員の支払額の通知） JCB は第９条に規定する本会員の毎月の支払額を、本会員の届け出住所宛に「ご利用代金明細書」として普通郵便で通知します。本会員はご利用代金明細書の内容について異議がある場合には、通知を受けた後１週間以内に当社および JCB に対して申し出るものとします。また、ご利用代金明細書の延着または未着は代金支払いの拒絶の理由にはなりません。

第１５条（代金決済） 1. カード利用代金等は毎月 15 日に締め切り、翌月 10 日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とします。本会員は約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）をあらかじめ本会員が届け出た預金口座からロ座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により翌々月以降の約定支払日の支払いとなることがあります。 2. 約定支払日に支払額のロ座振替ができない場合には、当該金融機関との約定により、約定支払日以降、約定支払額の全部または一部につき口座振替なされることがあります。 3. 会員は、会員の JCB に対する債務の支払いがその債務の全額に満たない場合には、支払金の債務への充当は、JCB 所定の順序により JCB が行うことに同意します。 4. 本会員が所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、本会員が本規約に基づき JCB に支払うべき金額を超えて JCB に対する支払いをした場合、JCB は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを本会員は承諾するものとします。

第１６条（当社指定商品および当社指定サービスの値引きシステム） 1. 当社は、会員の所属する団体毎に、会員が当社指定商品およびサービスを購入した際の値引額を別途設定します。 2. 前項の値引額は、第 14 条の「ご利用代金明細書」において会員に通知し、第 15 条の代金決済の際に適用されます。 3. 当社は、一定の期間をおいた事前通知により、いつでも当該値引きシステムを終了もしくは中止し、またはその内容を変更できるものとし、会員はあらかじめその旨承認するものとします。

第１７条（遅延損害金） 本会員が、会員のカードの利用に基づき JCB に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、遅延損害金は除きます。）に対し、その翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき JCB に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、遅延損害金は除きます。）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで、年 14.60％の割合（１年を 365 日とする日割計算）による損害金を付加して支払うものとします。

第１８条（期限の利益の喪失） 会員は次の事項の一つでも該当する場合には、JCB に対するカード使用に基づく債務その他カードにかかわる一切の債務について、（1）においては相当期間を定めた JCB からの催告後に是正されない場合、（2）、（3）または（4）においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、（5）、（6）または（7）においては JCB の請求により、期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。（1）約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。（2）自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。（3）差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。（4）破産、民事再生手続き、金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。（5）(1)、(2)、(3)、(4) のほか会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。（6）本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。（7）第 19 条第３項（1）、（2）、（3）、（5）、（6）、（7）のいずれかの事由に基づき会員が会員資格を喪失したとき。

第１９条（退会および会員資格の喪失等） 1. 会員はプログラムの所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社または JCB の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄するものとし、JCB に対する残債務全額を完済したときをもって退会としたいします。なお、本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会するものとします。また、家族会員が本会員として新たにプログラムへ申し込まれた場合であっても、本契約に基づき本会員が支払った年会費は引き継がれず、別途所定の年会費をお支払いいただくものとします。 2. JCB が第６条、第７条または第 21 条に基づき送付したカードについて会員が相当期間内に受領しない場合には、JCB は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。 3. 会員（(8) のときは、(8) に該当する会員）は、次のいずれかに該当する場合、（1）、（4）においては当然に、（2）においては相当期間を定めた当社または JCB からの通知、催告後に是正されない場合、（3）、（5）、（6）、（7）、（8）においては当社または JCB が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。この場合、会員は、貸与を受けているカードを JCB を通じて当社に返還するものとします。なお、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。（1）会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。（2）会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、その他会員が本規約に違反したとき。（3）会員の信用状態に重大な変化が生じたり、あるいはカードの利用状況が適当でないと当社または JCB が判断したとき。（4）当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。（5）会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたるとき。（6）会員が第 23 条の２の第１項に定義する暴力団員等に該当することが判明したとき。（7）会員が、自らまたは第三者を利用して第 23 条の２の第１項にて定義する不当な要求行為等を行ったとき。（8）会員が死亡したことを当社、加盟店または JCB が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社、加盟店または JCB にあったとき。

4. 前項各号に該当する場合、会員資格喪失の通知の有無にかかわらず、当社および JCB は、加盟店に当該カードの無効を通知し、カードの利用を拒絶できるものとします。 5. 第３項または第６項に該当し、当社または JCB が所定の方法により、または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。 6. 家族会員は、本会員が、当社と JCB の所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を申し出た場合、その申出時をもって当然に、家族会員の資格および本代理権を喪失します。

第２０条（カードの紛失、盗難等） 1. カードの紛失、盗難や第５条に違反して、他人にカードを使用された場合は、その使用代金は本会員の負担とします。 2. 前項の規定にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当社および JCB に届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ、JCB の請求により所定の紛失・盗難届を JCB に提出した場合には、JCB に届け出た日の 60 日前以降に発生した損害額の全部もしくは一部について、JCB はその支払いを免除します。 3. 前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、上記損害の全部を会員が負担するものとします。（1）紛失、盗難が会員の故意、または重大な過失によって生じた場合。（2）会員が第６条に違反した場合。（3）戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じた場合。（4）会員規約に違反している状況において、紛失、盗難が生じた場合。（5）会員が当社または JCB の請求する書類を提出しなかったり、当社または JCB の行う被害状況調査に協力を拒んだ場合。（6）紛失・盗難届の内容が虚偽である場合。

第２１条（カードの再発行） カードの紛失、盗難、破損および汚損により、会員が届けた場合、当社、および JCB が審査のうえ原則としてカードを再発行します。再発行に関わる費用は、紛失、盗難の場合、会員負担とし、紛失、盗難以外の再発行に関わる費用は、当社負担とします。なお、本会員は、自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても費用を負担するものとします。

第２２条（届出事項の変更） 1. 会員は、入会申込書に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、預金口座、職業、カードの利用目的等の記載事項について変更があった場合には、遅滞なくその旨を所定の届出書により、当社および JCB に提出しなければなりません。 2. 第１項の届出がなかいため、当社、または JCB からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第１項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社および JCB が認めた場合には、この限りではありません。

第２３条（取引時確認） 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認が JCB 所定の期間内に完了しない場合は、当社および JCB は入会を断ることや、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

第２３条の２（反社会的勢力の排除） 1. 会員等は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社、加盟店または JCB の信用を毀損し、または当社、加盟店または JCB の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為等」といいます。）を行わないことを確約するものとします。 2. 当社、加盟店または JCB は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、当社、加盟店または JCB が利用再開を認めるまでの間、カードの利用を行うことができないものとします。 3. 前項、第 18 条第１項（7）および第 19 条第３項（6）、（7）の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について当社、加盟店または JCB に請求をしないものとします。

第２４条（個人信用情報機関の利用および登録） 1. 当社および本会員として入会を申し込まれた方（以下併せて「本会員等」といいます。）は、JCB が利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者等に対して加盟会員」といいます。）に対する当該情報の提供を業とするものをいいます。）について以下のとおり同意します。

（1）本会員等の支払能力の調査のために、JCB が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、不渡情報、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失、盗難等本人より申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報が含まれます。（2）加盟個人信用情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が、本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（本会員等の支払能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限ります。）のために利用されること。（3）加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。 2.2005 年 3 月 30 日までに入会された家族会員および家族会員として入会を申し込まれた方（以下「家族会員等」といいます。）は、家族会員等の入会時の同意に基づき、加盟個人信用情報機関に家族会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員が家族会員等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。 3. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とし、各加盟個人信用情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。各加盟個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、JCB が新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第２５条（個人情報の収集、保有、利用、預託） 1. 当社および JCB は、会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」といいます。）の個人情報を必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。（1）JCB が本契約（本申し込みを含みます。以下同じです。）を含む JCB との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を収集、利用すること。 ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、カードの利用目的、E メールアドレス等、会員等が入会申込時および第 22 条に基づき届け出た事項。 ②入会申込日、入会承認日、有効期限、信用販売限度額等、会員等と当社および JCB の契約内容に関する事項。 ③会員のカードの利用内容、支払状況、お問い合せ内容および与信判断や債権回収その他与信後の管理の過程において JCB が知り得た事項。 ④会員等が入会申込時に届け出た収入・負債等、JCB が収集したクレジット利用・支払履歴。 ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が JCB に提出した収入証明書類等の記載事項。 ⑥JCB が適正かつ適法な方法で収集した任民票等公的機関が発行する書類の記載事項。（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。（2）当社および JCB が以下の目的のために、個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める当社、JCB の営業案内について中止を申し出た場合、当社および JCB は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本規約末尾に記載の当社または JCB 相談窓口へ連絡するものとします。）①カードの機能、付帯サービス等の提供。 ②当社事業（石油卸事業、その他当社の定款記載の事業。以下「当社事業」といいます。）および JCB 事業（クレジットカード事業、その他 JCB の定款記載の事業。以下「JCB 事業」といいます。）における取引上の判断（会員等による JCB 加盟店申込審査および会員等の親族との取引上の判断を含みます。）。 ③当社事業または JCB 事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。 ④当社事業、JCB 事業または加盟店における宣伝物の送付等の営業案内。（3）本契約に基づく当社または JCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項（1）①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。 2. 会員等は、JCB が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」といいます。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第１項（1）①②③の個人情報を共同利用することに同意します。（共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有するものは JCB となります。

第２６条（費用の負担） 1. カード利用または本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税その他の公租公課および振込みにて債務を支払う場合の金融機関の振込手数料は会員の負担とします。 2. 会員が加盟店または JCB に対する債務を履行しないため、加盟店または JCB が第 15 条以外の方法により、債務の支払いを求める場合には、日本弁護士連合会の規定の範囲内の弁護士費用を含めた費用を会員は負担するものとします。

第２７条（合意管轄裁判所） 会員は、会員と当社または JCB との間の訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社または JCB の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第２８条（準拠法） 会員と当社、JCB および加盟店との諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

第２９条（会員規約およびその改定） 会員規約は、会員と当社および JCB との一切の契約関係に適用されます。また、将来規約が改定された場合は、当社および JCB がその内容を通知した後に会員がカードを利用したことによって変更事項を承認したものとみなします。

第３０条（個人情報の開示、訂正、削除） 1. 会員等は、当社、JCB、加盟個人信用情報機関および共同利用会社に対して、当該会社および機関がそれぞれに保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。（1）当社への開示請求：本規約末尾に記載の当社相談窓口へ （2）JCB への開示請求：本規約末尾に記載の JCB 相談窓口へ （3）加盟個人信用情報機関への開示請求：本規約末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へ （4）共同利用会社への開示請求：本規約末尾に記載の各共同利用会社へ 2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社および JCB は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第３１条（個人情報の取り扱いに関する不同意） 当社および JCB は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本規約に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第 25 条第１項（2）③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当社、JCB の営業案内に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。（本条に関する申し出は本規約末尾に記載の当社または JCB の相談窓口へ連絡するものとします。）

第３２条（契約不成立時および退会後の個人情報の利用） 1. 当社および JCB が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんを問わず、第 25 条に定める目的（ただし、第 25 条第１項（2）③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCB の営業案内を除きます。）および第 24 条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。 2. 第 19 条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第 25 条に定める目的（ただし、第 25 条第１項（2）③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCB の営業案内を除きます。）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社および JCB が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の個人情報に関するお問い合わせおよびご相談については下記にご連絡ください。なお、JCB では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（コンプライアンス部　担当役員）を設置しております。

＜当社ご相談窓口＞
エッソ・モービル・ゼネラルカードセンター
TEL：045-607-0110

＜JCB ご相談窓口＞
株式会社ジェーシービー　カスタマーサービス部
〒181-8001　東京都三鷹市下連雀 7-5-14
TEL：0422-40-8138

＜共同利用会社＞
本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。
○株式会社 JCB トラベル
〒171-0033　東京都豊島区高田 3-13-2　高田馬場 TS ビル
利用目的：旅行サービス、航空券、ゴルフ場等リザベーションサービス等の提供
○株式会社ジェーシービー・サービス
〒107-0062　東京都港区南青山 5-1-20　青山ライズフォート
利用目的：保険サービス等の提供
○日本ロードサービス株式会社
〒120-0034　東京都足立区千住 1-4-1　東京芸術センター４階
利用目的：ロードサービス等の提供

（TK803306・20140331）

エッソ・モービル・ゼネラルロードサービス規定（抄）

第１条（規定の目的等） 1. 本エッソ・モービル・ゼネラルロードサービス規定（以下「本規定」といいます。）は、EMG マーケティング合同会社および東燃ゼネラル石油株式会社（以下両社を指して「当社」といいます。）と株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）が提携して発行するエッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカード、もしくはエッソ・モービル・ゼネラルコーポレートプラスカード（以下個別に指して「カード」といいます。）を保有する会員（以下「会員」といいます。）に対して、当社の提携先である日本ロードサービス株式会社（以下「JRS」といいます。）が提供するエッソ・モービル・ゼネラルロードサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する事項を定めるものとします。 2. エッソ・モービル・ゼネラルロードサービスとは、JRS ロードサービス、ツーリングワランティサービス、アフターフォローサービスをいいます。

3. 会員は当社と JCB、もしくは JCB が定める会員規約、特約、ならびにこれらに付帯する規定等および本規定を承認の上、本サービスの提供を受けることができます。 4. 会員は、本サービスの申込書の記載項目および本サービスの提供に必要とされる情報が、JRS に登録されることにあらかじめ同意するものとします。

第２条（年会費） 1. 本サービス年会費は、カード入会申込時に入会申込書等で案内する金額とします。 2.2 年次以降の会費が変更となる場合は、会員に対して別途通知するものとします。 3. 本サービス年会費の支払については、会員は原則としてカードの指定月に会員のカード決済指定口座からのお引落としまたは請求書によるお振込みによってこれを支払うものとします。

第３条（サービス内容） 1.JRS ロードサービスとは、当社の提携先である JRS が、JRS および当社の認めた会員の車両の事故・故障に対して提供する以下のサービスをいい、サービス料金は全額会員負担となります。（1）会員の車両における事故・故障等、車両のトラブル発生時において、会員からの緊急受付を 24 時間・年中無休体制を以って対応するものとします。（2）会員の車両における事故・故障等、車両のトラブル発生時において、安全性の確保ならびにカートラブルにおける応急処置のアドバイスを行うものとします。（3）出張応急処置、車両の搬送を要する場合、業者への出動手配、出動支援を行うものとします。（4）状況に応じた応急処置、レッカー等出動支援業務を提供するものとします。（5）会員の要望により当事者の家族・会社等に対し、緊急連絡・状況説明を行うものとします。 2. ツーリングワランティサービス（以下「ワランティサービス」といいます。）とは、上記 JRS ロードサービスのうちワランティサービスを希望し別途年会費を支払った会員が利用できる以下のサービスをいいます。（1）パッテリーあがり（パッテリージャンピング作業。充電は対象外。）（2）パンク（車載のスペアタイヤとの交換作業）（3）ガス欠（現場での給油作業。ガソリン、オイル等の油脂代、部品代は別途料金）（4）キー閉じ込み（一般シリンダーが対象。特殊キー、キー製作は別途料金）（5）レッカーサービス（10km まで） 3. 前１項および２項について、特に以下に掲げる場合は、そのサービス料金および実費は全額会員負担となることを会員はあらかじめ承諾するものとします。（1）スタッドレスタイヤやチェーン等の装備がない為。雪道でスリップする状態や砂道等でのスタック。（2）現場状況により特殊作業を要する場合。（3）無資格、酒酔い運転、薬物使用等法令上禁止されている状態での運転中の事故・故障等。（4）車の陸売、修理および管理を業とするものが、業務として受託し使用または管理中の車両や商品車使用の場合。（5）違法な改造がなされている車両や車検登録のない車両。特殊工作装置等を装備した車両。（6）レース、ラリー等一般の乗用目的以外での車両使用中の事故・故障等。（7）会員が高速道路および、有料となる場所にて事故・故障を起こし救援車の依頼をした際の、救援車の高速道路および駐車場等の利用料金。（8）タイヤが 2 本以上脱輪している車両の引上げ作業に要する費用実費。（9）ガス欠時に給油を行ったガソリン、軽油等の燃料油代金実費。（10）鍵をインロックした際の特殊シリンダーキー開錠作業。キー作製は別途有偏。（11）タイヤがパンクした場合のスペアタイヤ交換脱着作業 2 本以上の場合。 4. アフターフォローサービスとは、ワランティサービスを申し込まれた会員に対して、事故・故障により会員の乗車する車両がワランティサービスをご利用後、車両が自走不能の場合に利用できる、レンタカーサービス、宿泊費用サポート、帰宅費用サポート等のサービスをいい、本規定第７条に定めるサービスをいいます。

第４条（サービスの利用方法） 1. 会員は、エッソ・モービル・ゼネラルロードサービスデスクに連絡することによりエッソ・モービル・ゼネラルロードサービスの提供を受けることができます。 2. 会員は、エッソ・モービル・ゼネラルロードサービスの提供を受ける場合、現場でカードを提示するものとします。カードの提示がない場合は、エッソ・モービル・ゼネラルロードサービスの提供を受けることができません。 3. カードに表示されている会員以外は本サービスをご利用いただけません。

第５条（対象車種） 1.JRS ロードサービス対象車種とは、会員が運転または同乗する車両が対象となります。 2. ワランティサービス対象車種とは、会員が運転または同乗する車両で二輪車および四輪車で全長 5.3m 未満、全幅 2m 未満、車両重量 3t 未満の車両が対象となります。ただし緑ナンバー、黒ナンバーの車両は対象外となります。

第７条（アフターフォローサービス） ワランティサービスを利用後、車両が自走不能の場合、いずれか一つのサービスをご利用いただけます。ただし、レッカー移動で工場等に入庫した場合に限ります。 1. レンタカーサービス　代替車両として、JRS が指定するレンタカーの手配を行います。（1,800CC クラスまで）6 時間以内の利用を無料とします。（基本料金のみ無料。ガソリン代・乗り捨て料金は会員負担となります）場所・時間によって提供できない場合がございますので、予めご了承ください。

2. 宿泊費用サポート　宿泊を要する場合、JRS が指定する場所から最寄の宿泊施設の手配を行い、会員および同乗者（車検証に記載の定員数まで）一人あたり￥15,000 まで費用を負担致します。（宿泊料のみ）場所・時間によって JRS が手配できない場合もありますので、予めご了承ください。 3. 帰宅費用サポート　故障または事故発生の当日中に公共交通機関（電車・バス・飛行機・船舶）を利用して帰宅する場合、会員および同乗者（車検証に記載の定員数まで）一人あたり￥20,000 まで費用を負担致します。宿泊費用・帰宅費用サポートは会員自宅から 100km（直線距離）以上離れた場所での故障・事故によって自走不能の場合とします。また、宿泊・帰宅にかかる費用は会員が立替払いをして、後日 JRS がお支払い致します。

（TK592404・20120601）

＜加盟個人信用情報機関＞
本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。
●株式会社シー・アイ・シー（CIC）（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375　東京都新宿区西新宿 1-23-7　新宿ファーストウエスト 15 階
電話番号　0120-810-414　http://www.cic.co.jp/
●株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒101-0042　東京都千代田区神田東松下町 41-1
電話番号　0120-441-481
http://www.jicc.co.jp/

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

登録情報および登録期間

	CIC	JICC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間	
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間	当該利用日から6ヵ月を超えない期間
③入会承認日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況、支払停止の抗弁の申立有無	契約期間中および取引終了日から5年以内	契約継続中および完済日から5年を超えない期間
④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	登録日から5年を超えない期間

※上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤となります。
※上記の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報は当該事実の発生日から1年を超えない期間が登録されます。

＜提携個人信用情報機関＞
本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。
●全国銀行個人信用情報センター（KSC）
〒100-8216　東京都千代田区丸の内 1-3-1
電話番号　03-3214-5020
http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
※KSC は、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。KSC の加盟資格、加盟